

地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 383 号

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程の一部を改正する規程

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程（平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(賞与)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額及びその月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の <u>190</u>、12 月に支給する場合においては 100 分の <u>205</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第 49 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>附 則 (令和元年規程第 383 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、令和元年 7 月 31 日から施行し、改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程は令和元年 6 月 1 日より適用する。</u></p> <p><u>(内払)</u></p> <p><u>2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて令和元年 6 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。</u></p> <p><u>(差額の調整)</u></p> <p><u>3 前項の規定による差額の調整は、令和元年 8 月の基本給の支給日に行うものとする。</u></p>	<p>(賞与)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額及びその月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の <u>185</u>、12 月に支給する場合においては 100 分の <u>200</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第 49 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>